

令和3年8月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和3年8月20日開会

丸亀市農業委員会

令和3年 8月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年8月20日(金) 午前9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- 13. 谷本 公紀
- 15. 大林 孝行

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

主 任 中山 弘美

その他の出席者

農林水産課 担当長 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

土地に関する議題

議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

議案第50号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第51号 農地改良に係る届出について

報 告

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第20号 許可後の取消願について

令和3年8月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。定刻が参りましたので、ただ今から令和3年8月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。本日は、総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と次回の日程）1枚となります。それでは、活動記録簿をお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から8月定例総会を開会いたします。会長よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。今日は8月の総会ご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。昨今、新型コロナウイルスが急激に全国で拡大をしまして、全国で過去最多というところが増えてきています。それから皆さんの封筒の中に、「クローズアップ」という新聞の切り抜きのコピーを入れています。政府の規制改革推進会議に諮問をしてそこが答申をすると、それを具体化していくというのが今のやり方です。その中に農業委員会に関する農地利用の最適化という部分について分かりやすく書いていますので、これからの農業委員会の方向性がわかると思います。政府は、今年6月に規制改革実施計画を閣議決定した。同計画に位置付けられた時、施策が9月に行われる来年度予算の概算要求に盛り込まれるとともに、順次法令や通知等に反映されていくことになる。農業分野11項目のうち、農地制度や農業委員会に関する項目を中心にシリーズで紹介したい。2016年4月に農業委員会法が改正になり、その柱に農地利用の最適化を位置付けられ、各農業委員会で取り組みが進められている。20年度末時点の担い手への農地の集積率は58%となっていて、23年度までに8割を目指す。政府目標は、まだ大きな開きがある。目標の設定ということで、昨年11月に開かれた規制改革推進会議の農業ワーキンググループでは、農地利用の最適化を推進するため、農業委員会に実効性のある取り組みを求める意見が出された。これを踏まえて農業委員会で最適化の目標を定めるとともに、農地利用最適化推進委員などが、具体的な活動の内容を記載し協力し、農業委員会が評価、公表する仕組みを今年度中に構築するよう求めている。それからまた推進委員は農業委員会法に規定され、ふさわしいかを評価判断し適切な人材を確保する仕組みを本年度中に構築することを求めている。それで役割の明確化として農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会、市町村、農地中間管理機構など関係機関の役割や責任分担、連携のあり方について整理するよう、農水省に求めた22年度中にガイドラインとして発出し、周知徹底するよう求めている。それから、利用集積の進め方として、同計画では農地の利用集積を大きく推進させる手法の検討を求めた。これに先駆け、政府与党は今年5月に、「人・農地プラン」など関連施策の見直しを取りまとめた。その中で地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を、「人・

農地プラン」の目標値として作成することとされ、その実現に向けて貸借に加えて、農業作業受託も推進するとされている。作業受託も、その中に入れるということで、全ての農地を利用意向調査の対象にする。農業委員会が実施している農地所有者への利用意向調査については全ての遊休農地を対象とするよう求めた。これは今年4月に改正され、農地法施行規則にすでに盛り込まれており、実施が義務化されていて、遊休農地、今までは新規データ分だけだったのですが、全て農業委員会で調査するように決められたということです。

それでは議事を進めます。本日の出席委員は、14名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は、16番松下委員と1番大西委員にお願いをいたします。農政に関する議題に入ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題といたしまして、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。農林水産課栗岡です。令和3年7月30日締め切りの8月分丸亀農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更についてご報告させていただきます。資料を読み上げるので座らせていただきます。それではお手元の変更等理由書（総括表）をご用意ください。ホッチキス止めの、1、2枚目の変更等理由書、3枚目以降に位置図がありますので参考にしてください。1枚目に戻っていただきまして資料の順に読み上げます。

番号8の1、飯野町東分・・・面積939㎡の内420㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

番号8の2、飯野町東分・・・面積448㎡を・・・さんが非農家自己住宅を建築します。

番号8の3、金倉町・・・面積1,014㎡を・・・さんが駐車場として整備します。

番号8の4、金倉町・・・面積116㎡、・・・面積45㎡、・・・面積602㎡を・・・さんが駐車場として整備します。

番号8の5、田村町・・・面積79㎡を・・・さんが非農家の宅地拡張を行います。

番号8の6、川西町南・・・面積371㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

番号8の7、垂水町・・・面積1,127㎡、・・・面積1,238㎡、・・・面積624㎡の内534㎡、・・・面積1,057㎡を・・・さんが分譲住宅を建築します。

番号8の8、綾歌町岡田東・・・面積1,386㎡の内980㎡を・・・さんが自動車整備工場を建築します。

番号8の9、綾歌町岡田東・・・面積1,398㎡の内400㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

番号8の10、綾歌町岡田西・・・面積756㎡の内370㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

番号8の11、綾歌町栗熊西・・・面積644㎡、・・・面積999㎡を・・・さんが分譲住宅を建築します。

番号8の12、綾歌町富熊・・・面積1,313㎡の内622㎡を・・・さんが資材置場として整備します。

番号8の13、飯山町上法軍寺・・・面積624㎡を・・・さんが事務所・駐車場として整備します。

番号8の14、飯山町下法軍寺・・・面積868㎡の内464㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

番号8の15、飯山町下法軍寺・・・面積732㎡を・・・さんが貸駐車場として整備します。

番号8の16、飯山町川原・・・面積295㎡、・・・面積330㎡を・・・さんが特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号8の17、飯山町川原・・・面積1,193㎡を・・・さんが分譲住宅を建築します。

3ページをご覧ください。農用地区域への編入です。

番号8の18、川西町南・・・面積929㎡。現状農地ですが、農用地区域に編入いたします。所有者氏名が記載されていませんが、・・・さんです。番号8の6の除外に伴うものです。以上8月分、除外17件、14,704㎡で、編入1件、929㎡の申出となっています。8月分の変更区分、地域別の内訳は、4ページに表示していますので、よろしく願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 番号8の3、番号8の4の・・・はどのような会社ですか。

●農林水産課（栗岡宏樹君） パチンコ屋です。位置図に、併せて利用する土地として出ています。客の駐車場を確保するという事です。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 番号8の7ですが、面積624㎡の内534㎡が対象ということで、残りは農道になるのですか、それとも、進入路になるのですか。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 残りの部分は、進入路になります。

●農業委員（大口年昭君） 議題に農業振興地域整備計画の変更とありますが、資料の表題と違うので統一してください。

●事務局長（小西裕幸君） 農業振興地域整備計画につきましては、二月に一回、報告しています。それで今回の通知と表題がずれていたということですので、確認いたしまして、適切に処理いたします。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご意見がないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のな

いものといいたします。

それでは、議題2その他で議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他についてはありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告連絡事項に移ります。報告事項1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。次第の裏側をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は7月27日火曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は8月5日木曜日、横井委員で、綾歌市民総合センター開催分は8月10日火曜日、久米委員で、それぞれ9時から11時まで行い、飯山市民総合センター開催時に1件相談がありました。相談の内容は農地の売買についての相談でありました。相談者は高齢になり、農業が続けられず、子や孫も農業はしないということで後継者がいない。田を売却したいが、どうすればよいかとの相談でありました。田の貸借ではなく、売却をしたいという意向でありましたので、相談するならば委員会でなく、不動産会社等に相談してはどうかという話をさせていただきました。また、現地は車も入れず、条件の悪い田ですが、売却の希望価格の話も出まして、本人は1反当たり100万程度の認識でありました。委員会としては農地の価格について話はできませんが、その値段では難しいのではないかとの話にもなり、相談者との認識のずれもありました。農地の貸借ができないかとの話もいたしましたが、軽トラも入れない道なので難しいだろうとの話となり、結果として、本人が不動産会社等に聞いてみるということになりました。

次に、次回の農家相談の開催予定についてお知らせいたします。飯山市民総合センター開催分は8月27日金曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は9月6日月曜日、葛原委員で、綾歌市民総合センター開催分は9月10日金曜日、松岡正雄委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしく願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。

それでは議題2その他で議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。

続いて農地に関する議案に移りたいと思います。本日提案の議題の事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。

本日の土地に関する議題といたしまして、

議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第50号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第51号「農地改良に係る届け出について」、

報告といたしまして、

報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第20号「許可後の取り消し願について」です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前にお送りしています議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしく申し上げます。議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、垂水町・・・合計面積2,975.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で柑橘を作付けする計画が提出されています。

2番、綾歌町岡田東・・・面積2,017.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田東・・・面積128.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当然農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作できるようになります。申請地で野菜を作付けする計画が提示されています。

4番、綾歌町岡田東・・・面積231.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、3番で説明しました案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、

譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。申請地で水稻を作付けする計画が予定されています。

2ページにかけてになります。

5番、綾歌町富熊・・・合計面積1,848.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町富熊・・・面積596.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提示されています。

以上6件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から6番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 本案件6件は原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、金倉町・・・合計面積488.42㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和45年ごろ農地を造成し、住宅への進入路として現在まで利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によ

って無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年6月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので採決をいたします。本案件について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

次に、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 4ページをお開きください。第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。本件は16件です。

1番、今津町・・・合計面積 190.16 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸住宅1棟の建築整備を図るものですが、この申請地は、昭和56年頃ごろ隣接する宅地に、貸住宅を建築した際にあわせて造成し、宅地と一体利用していましたが、今回の申請をもって無断転用の解消を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域に指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、金倉町・・・面積 260.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年6月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、金倉町・・・合計面積 496.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築及び進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページにかけてになります。

4番、山北町・・・合計面積2,905.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅12棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、郡家町・・・面積541.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、車両や資材置場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、転用時期が令和4年3月31日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

6番、郡家町・・・合計面積362.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年6月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと思います。

7番、飯野町東二・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

8番、飯野町東二・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農家住宅1棟の建築整理を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯野町東二・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農家住宅1棟の建築整理を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、土器町西四丁目・・・面積 215.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、公益的施設が高度に整備されている地域として、第3種農地に区分されます。

7ページにかけてになります。

11番、綾歌町岡田上・・・合計面積 1,309.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル10基の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、綾歌町岡田下・・・面積 760.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

13番、綾歌町栗熊西・・・合計面積 841.23 m²【議案読み上げ】

この申請地は、令和元年ごろ農地を造成し、隣接する宅地と一体利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き住宅として利用するものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年6月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページにかけてになります。

14番、綾歌町富熊・・・合計面積 7,690.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、事業に必要な花崗土を採取した後、農地造成を行い、果樹を作付けする計画をしているものですが、令和3年1月から、当該農地を造成し花崗土を採取していたため、今回の申請をもって、併せて無断転用の解消を図るものです。また、地権者からは、農地復元に係る誓約書が提出されています。申請地は農用地区域内農地ですが、転用時期が令和6年9月30日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

15番、飯山町東小川・・・合計面積 3,427.97 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、敷地拡張し駐車場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番、飯山町東坂元・・・面積1,086.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、太陽光パネル7基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上16件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地確認をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を全て満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明の中で、整理番号14番の案件につきましては、農業委員12番の平池委員に関する事項であります。「農業委員会等に関する法律」第31条議事参与の制限に該当しますので、12番平池委員の退席をお願いします。

（平池委員退席）

●会長（松岡繁君） それでは議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の内、整理番号14番を議題といたします。質疑のある方は、よろしく申し上げます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の内、整理番号14番について、原案どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の内、整理番号14番につきましては、原案どおり許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

それでは12番平池委員の入室を許可いたします。

（平池委員入室）

●会長（松岡繁君） 続きまして、議案第48号のうち整理番号14番を除く残り15件を議題といたします。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第48号「農地法第5条第1項の規

定による許可申請について」の内、整理番号14番を除く15件については、原案どおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特にないようですので、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」の内、整理番号14番を除く15件につきましては、原案どおり許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは、9ページをお開きください。議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから23ページにかけて記載しています。

申請件数は合わせて25件、筆数が77筆、面積が59,293.56㎡です。詳細は表の通りになっています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を全て満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 無いようですので、議案第49号「農用地利用集積計画の決定」について、25件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第50号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) 24ページをお聞きください。議案第55号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する農業委員会の意見聴取になります。詳細は24ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては要件を満たしているものであり、問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようですので、議案第50号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取」については、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて議案第51号「農地改良に係る届け出について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願

いします。

●事務局次長（大西良明君） 25ページをお開きください。議案第51号「農地改良に係る届け出について」です。案件は4件です。

1番、綾歌町栗熊西・・・合計面積2,104.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で、米麦、野菜を作付けするにあたって、農地の利便性を高めるため、最大3.3m盛土をし、農地造成を図るものです。

2番、綾歌町栗熊西・・・面積1,136.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で米麦、野菜を作付けするにあたって、農地の利便性を高めるため、最大2m盛土をし、農地造成を図るものです。

3番、綾歌町栗熊西・・・面積3,433.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で米麦、野菜を作付けするにあたって、農地の利便性を高めるため、最大4.4m盛土をし、農地造成を図るものです。

4番、綾歌町栗熊西・・・面積980.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で米麦、野菜を作付けするにあたって、農地の利便性を高めるため、最大4.4m盛土をし、農地造成を図るものです。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第51号「農地改良に係る届出について」整理番号1番から4番につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

それでは報告事項に移ります。報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定によると届出について」、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第20号「許可の取消願について」を事務局から報告いたします。

事務局次長（大西良明君） それでは26ページをお開きください。報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は3件です。

1番、中津町・・・合計面積1,220.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年11月1日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、川西町南・・・合計面積4,937.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年6月3日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

27ページにかけてになります。

3番、広島町江の浦・・・合計面積945.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成21年8月18日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続けて、28ページをお開きください。報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、垂水町・・・合計面積1,873.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、3条による売買のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。なお、議案第46号1番で審議いただいたものです。

続けて、29ページをお開きください。報告第20号「許可後の取消願」についてです。報告は1件です。

1番、飯山町西坂元・・・合計面積7,563.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月20日に3丸農委第・・・号で、第3条第1項の規定により、所有権移転の許可になりましたが、譲渡人が農地として利用することになったため、農地法3条の規定による許可の取消願を行うものです。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で8月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。今月の議案書と一緒に「農業委員会業務必携」を送付しています。農地利用の最適化のための施策や、農地パトロールのポイント、それから新規就農に係る情報、農業委員会の活動事例なども載っています。まずは、ご一読いただき、今後の活動の参考としてください。もしも、質問等ありましたら、電話等でご連絡ください。また、前回の活動記録セットの提出がまだの方は、早急に提出してください。

次に、来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせします。まず、農地転用等の締切が9月3日金曜日になりますので、9月7日火曜日に現地調査を行います。関係される委員には、6日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

また、来月の定例会は9月17日金曜日、午前9時30分から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。

なお、今月の農地利用最適化推進委員連絡会につきましては、コロナウイルス感染予防のため中止とさせていただきます。

最後に、農地パトロールの調査結果につきましては、推進委員と連絡を取って、8月末までにご提出をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午前10時20分終了)